

緊急事態措置等について

① 改めて自粛のお願い

② 休業要請の改定等

③ 集団生活を行っている施設へのお願い

④ 支援本部の設置

① 改めて自粛のお願い

1. 不要不急の外出の自粛
2. 県外との往来自粛・GWの帰省自粛
3. 発熱等体調が優れない場合の外出自粛
4. 生活維持・健康維持のための外出も少人数で
5. 2週間自宅待機と「県庁帰国者・帰省者・転勤者連絡ダイヤル」への登録
 - ※リゾートマンション・別荘を含む
 - ※管理人へも協力を要請

② 休業要請の改定等

1. 法的な営業自粛に切り替え（4月28日0時～）

スーパー銭湯等（床面積の合計が1,000㎡超の施設）

2. 法第45条による法的措置の検討

パチンコ屋、性風俗店、インターネットカフェ

3. 県外からの受入自粛について、重ねてのお願い

大型古本屋〔追加〕

道の駅（地域振興施設）、農林水産物直売所、
釣具・えさ店

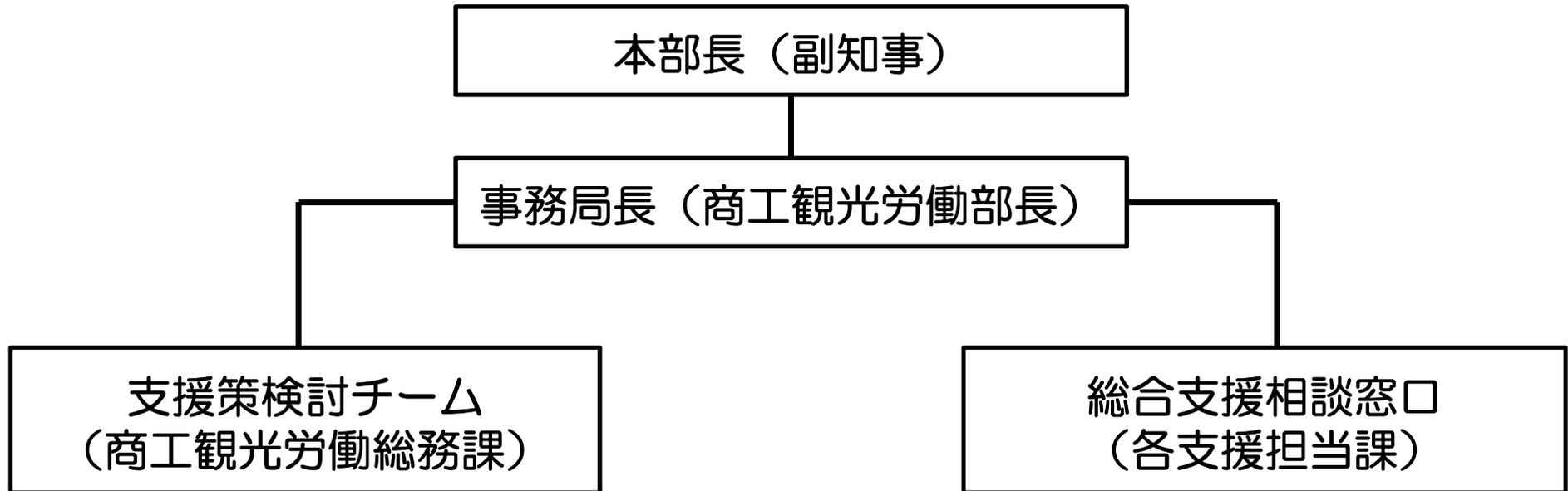
4. 補完措置

釣場近隣の駐車場閉鎖、白浜空港での検温、
県境での立看板等による要請

③ 集団生活を行っている施設へのお願い

1. 職員の感染防止対策と健康観察
2. 食事の提供方法
3. 入所者・利用者に発熱等の症状が出た場合、速やかに保健所へ相談・連絡
4. 施設での面会

④ 支援本部の設置



- 現在、活用できる支援メニュー
- 個別相談
- 業界の方々と議論し、制度の上乗せ

- ・ 県の中小企業融資制度
- ・ 政府系金融機関の融資制度
(日本政策金融公庫・商工中金)
- ・ 持続化給付金
最大200万円・最大100万円
- ・ 雇用調整助成金
- ・ 生産性革命推進事業
- ・ 国税・県税・市町村税の納税猶予
- ・ 固定資産税・都市計画税の減免
- ・ eコマースの活用

- ・ 農林漁業者への生活営農資金・
漁業振興資金
- ・ 日本政策金融公庫による農林漁業
セーフティネット資金・農業経営
基盤強化資金
- ・ 特別定額給付金（仮称）
1人につき10万円
- ・ 社会福祉協議会による生活福祉
資金の特例貸付
- ・ 住居確保給付金